

中華人民共和國（香港、マカオを除く。）

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は, 中国語又 は受送達者が解する言語 の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (中国語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2通 3 留置航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一中国語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (中国語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	4 箇月	6 箇月	4 箇月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在中華人民共和國日本国大使	在青島, 在広州, 在上海, 在重慶, 在瀋陽及び在香港の各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在青島日本国総領事	山東省	
	在広州日本国総領事	広東省, 海南省, 福建省, 広西壮族自治区	
	在上海日本国総領事	上海市, 江蘇省, 浙江省, 安徽省, 江西省	
	在重慶日本国総領事	重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省	
	在瀋陽日本国総領事	黒龍江省, 吉林省, 遼寧省	

Ⅶ 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of Judicial Assistance and Cooperation Division of Judicial Assistance 所在地 Ministry of Justice International Legal Cooperation Center (ILCC) 6, Chaoyangmen Nandajie, Chaoyang District, BEIJING P. C. 100020 People's Republic of China
--------	---

※「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

中 華 人 民 共 和 国 (香 港)

	A ルー ト		B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)		中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (総領事の管轄区域に についてはⅥ) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 中国 語, 英語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1 通		1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはⅦ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中国語又は英語の訳 文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—中 国語又は英語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又は英語の訳 文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月		5 箇 月	先例なし
VI 総領事の管 轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に 属する地域		
VII 中央当局 (指定当局, 送達条約 1 8 条 1 項)	名 称 Chief Secretary for Administration Hong Kong Special Administrative Region Government 所在地 Room 321, 3/F, East Wing, Central Government Offices 2 Tim Mei Avenue Admiralty Hong Kong, China			

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

中 華 人 民 共 和 国（マカオ）

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの (行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (総領事あてー総領事 の管轄区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 中国 語, ポルトガル語又は 受送達者が解する言語 の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはⅣ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー中 国語又はポルトガル語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 総領事の管 轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に 属する地域	
Ⅶ 中央当局 (指定当局, 送達条約 1 8 条 1 項)	名 称 the Procuratorate of the Macao Special Administrative Region. 所在地 7th Floor Dynasty Plaza Building Alameda Dr. Carlos D'Assumpcao NAPE, Macao		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑

託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。